

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成21年11月26日(2009.11.26)

【公表番号】特表2009-516102(P2009-516102A)

【公表日】平成21年4月16日(2009.4.16)

【年通号数】公開・登録公報2009-015

【出願番号】特願2008-540286(P2008-540286)

【国際特許分類】

E 01 F 9/08 (2006.01)

E 01 C 23/18 (2006.01)

C 03 C 10/02 (2006.01)

C 03 C 12/02 (2006.01)

【F I】

E 01 F 9/08

E 01 C 23/18 A

C 03 C 10/02

C 03 C 12/02

【手続補正書】

【提出日】平成21年10月6日(2009.10.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

舗装道路表面を提供する工程と、

前記舗装道路表面に舗装道路路面マーカーを適用する工程とを含む舗装道路表面にマーキングする方法であって、前記舗装道路路面マーカーがバインダ内に少なくとも部分的に埋め込まれる透明なミクロスフェアを備え、前記ミクロスフェアの少なくとも一部が、少なくとも2.10の屈折率を有し、

並びに少なくとも40重量%のTiO₂

および少なくとも10重量%のLa₂O₃を含む、方法。

【請求項2】

前記一部の前記ミクロスフェアが、少なくとも2.30の屈折率を有する、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記一部の前記ミクロスフェアが、ガラス・セラミック構造を含む、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記一部の前記ミクロスフェアが、少なくとも25重量%のLa₂O₃を含む、請求項1に記載の方法。

【請求項5】

前記一部の前記ミクロスフェアが、5重量%～15重量%のZrO₂、HfO₂、ThO₂又はこれらの混合物を含む、請求項1に記載の方法。

【請求項6】

前記一部の前記ミクロスフェアが、

45重量%～70重量%のTiO₂と、

20重量%～55重量%のLa₂O₃と、
5重量%～25重量%のZrO₂、HfO₂、ThO₂又はこれらの混合物とを含む、
請求項1に記載の方法。

【請求項7】

前記一部の前記ミクロスフェアが、少なくとも90重量%のTiO₂、La₂O₃、ZrO₂、HfO₂又はThO₂からなる、請求項1に記載の方法。

【請求項8】

前記一部の前記ミクロスフェアが、
60重量%～65重量%のTiO₂と、
25重量%～35重量%のLa₂O₃と、
5重量%～15重量%のZrO₂、HfO₂、ThO₂又はこれらの混合物とを含む、
請求項1に記載の方法。

【請求項9】

前記ミクロスフェアが、再帰反射素子に埋め込まれる、請求項1に記載の方法。

【請求項10】

前記舗装道路路面マークーが、接着剤および所望により裏材を更に含むテープであり、
前記接着剤が、前記舗装道路表面と接触する、請求項1に記載の方法。

【請求項11】

45重量%～70重量%のTiO₂と、
20重量%～45重量%のランタニド系列元素の酸化物類から選択される1つ以上の金
屬酸化物と、
5重量%～25重量%のZrO₂、HfO₂、ThO₂又はこれらの混合物とを含む組
成物を有し、少なくとも2.10の屈折率を有する固体ガラス材料。

【請求項12】

45重量%～70重量%のTiO₂と、
20重量%～45重量%のランタニド系列元素の酸化物類から選択される1つ以上の金
屬酸化物と、
5重量%～25重量%のZrO₂、HfO₂、ThO₂又はこれらの混合物とを含む組
成物を有し、少なくとも2.10の屈折率を有するガラス-セラミック材料。